

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-158		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
2	全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
3	目次	右ページ下段 3	スキル 他：目次右ページ下段14行/34ページ表題/62ページ表題/裏見返5行・26行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)				
4	117	左ページ表題	正しい しせい 他：下段6行	児童が誤解するおそれのある表現である。 (正しい姿勢について誤解する。)	3-(3)				
5	118	右ページ下段 10	正しい おじぎが できるように れんしゅうしましょう。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (正しいお辞儀について誤解する。)	3-(3)				
6	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
7	全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
8	目次	右ページ上段 7	正しい あいさつ 他：11ページ表題・1行/12ページ2～3行	児童が誤解するおそれのある表現である。 (正しい挨拶について誤解する。)	3-(3)				
9	目次	右ページ上段 7	スキル 他：目次右ページ上段10行・下段12行/11ページ表題/18ページ表題/62ページ表題/裏見返19行・25行・32行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)				
10	30	下段1-4	るっぺのように ならないようにするために、自分は どう すればよいか、みんなで 話し合っ て みましょ う。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (るっぺに対する見方について誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-162		学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
3	65		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
4	113		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
5	2 巻 42		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
6	3 巻 全巻		図書の内容全体 (4巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
7	全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
8	42	2	大阪行き	児童が誤解するおそれのある表現である。 (大阪駅行きの新幹線のぞみ号が存在するかのよう に誤解する。)	3-(3)
9	61		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
10	105		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-163	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	80		につぼんの ぎょうじ 一ねんかん 6がつ つゆいり	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「つゆいり」が行事名であるかのように誤解する。)	3-(3)
3	104	上段1 -3	オーストラリアのしょうがっこうには 、きゅうしょくが ないよ。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (オーストラリアで給食を実施している小学校が全 くないかのように誤解する。)	3-(3)
4	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切 である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
5	42 - 43		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示され ていない。	固有 2-(4)
6	86	3 - 5	のこぎり山には、たかさが およそ 三十メートルも ある 日本一の大ぶ つが あります。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (日本で一番高い大仏であるかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-164		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)				
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)				
3	59	挿絵	はちのバッジの位置	相互に矛盾している。 (58ページ10～11行いつも、かばんに はちのバッジを つけて いるから。の記述)	3-(1)				
4	102	表題	サバンナの 子ども	児童にとって理解し難い表現である。 (サバンナの意味が理解し難い。)	3-(3)				
5	103	左吹出し	吹出し	児童にとって理解し難い吹出しの位置である。 (誰の発言かが理解し難い。)	3-(3)				
6	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)				
7	54	囲み1-2	なき顔だったびよちゃんが、明るい顔になったのは、なぜでしょう。	相互に矛盾している。 (50ページ1行～54ページ8行の記述)	3-(1)				
8	59	下段左2	きゅうしょくは、ありません。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (アメリカ合衆国で給食を実施している学校が全くないかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-169		学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)
3	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。 (主たる記述と内容に示す項目との関係が不明確である。)	固有 2-(4)
4	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習について適切な配慮がされていない。	固有 2-(2)
5	106 - 108		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
6	114		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
7	117		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
8	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
9	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」)	2-(1)
10	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習について適切な配慮がされていない。	固有 2-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-173		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
2	全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
3	41	1	どの せんしゅも、わらって いる。	相互に矛盾している。 (40, 41ページの写真)	3-(1)				
4	60	1	正しい あいさつ 他：61ページ2行/2巻18ページ上段囲み み だけしい あいさつ	児童が誤解するおそれのある表現である。 (正しい挨拶について誤解する。)	3-(3)				
5	108	下段左 挿絵	11時の位置に描かれた国旗	児童が誤解するおそれのある絵である。 (この国旗が存在するかのように誤解する。)	3-(3)				
6	2 巻 34	表題	ゆっちと やっち	誤記である。	3-(2)				
7	3 巻 全巻		図書の内容全体 (4巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
8	全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
9	54	右囲み 1	タヒチと いう 国から	不正確である。 (タヒチという国)	3-(1)				
10	157	左下囲 み	るっぺの ように ならない ために 、どんな ことに 気を つけたら いいと 思うかな。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (るっぺに対する見方について誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-176		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 3・4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)				
2	14 - 15		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
3	53	5 - 7	あのおどりは、・・・一遍上人というゆうめいなおぼうさんによってはじめられたもので、『虫よけきがん』のねんぶつおどりからはってんしたものだよ。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (あのおどり(「キツネおどり」)が一遍上人によって始められたかのように誤解する。)	3-(3)				
4	60 - 61		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
5	91	挿絵	「知ってるかい? 中庭のかに!!」	相互に矛盾している。 (91ページ5行《知ってるかい? なかにわのかに》)	3-(1)				
6	173	脚注	きゅうばん どうぶつが、ほかのものにすいつくための、くぼんでいるぶぶん。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (吸盤全般の説明であるかのように誤解する。)	3-(3)				
7	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「自然愛護」)	2-(1)				
8	22 - 23		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
9	48	5 - 6	A市では、「ふつうごみ」と「資源ごみ」に分けています。	相互に矛盾している。 (48ページ図)	3-(1)				
10	48 - 49	9 - 2	C市では、「もやせるごみ」「もやせないごみ」「資源ごみ」に分けるのはB市と同じですが、「もやせないごみ」を、「有害ごみ」にも分けています。	相互に矛盾している。 (49ページ図)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-176		学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	54	16	荷づくを	脱字である。	3-(2)
12	64 - 65		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
13	128	1 - 2	ノーベル賞は、世界の平和に貢献した人や、人々の役に立つ発明や発見をした人におくられるものです。 他：128ページ14～16行世界の平和のためにつくした人や、人々の役に立つ	児童が誤解するおそれのある表現である。 (ノーベル賞の対象が、世界の平和に貢献した人及び人々の役に立つ発明や発見をした人のみであるかのように誤解する。)	3-(3)
			発明や発見をした人に、ノーベル賞がおくられるようになりました。		
14	154	8 - 9	レスキュー隊は、つねにきびしい訓練を行い、災害が起こると国境をこえて世界中のどこにでも救助にかけつける。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (レスキュー隊は災害が起こると国境を越えて世界中のどこにでも救助に駆けつけることが一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-178	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	目次	右ページ上段 8	スキル 他：目次右ページ下段6行/20ページ表題/52ページ表題/裏見返20行・26行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)
3	全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
4	10	7	「それは、ゲームいぞんしょうという病気だよ。」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (「ゲームいぞんしょう」という病名があるかのように誤解する。)	3-(3)
5	109	挿絵	窓に張られた白い紙の文の表記	相互に矛盾している。 (108ページ10行の記述)	3-(1)
6	118	10 - 11	オーストラリアの学校では朝に軽食を食べ、昼はきゅう食がないこと	児童が誤解するおそれのある表現である。 (朝に軽食を食べ、昼は給食がないことが、オーストラリアの全ての学校に当てはまるかのように誤解する。)	3-(3)
7	125	4 - 5	近江神宮にある水時計は、今からおよそ八十年前に、昔の本にえがかれていた絵などをもとに、想ぞうで作られたものです。	不正確である。 (およそ八十年前に)	3-(1)
8	125	8	日本ではじめて時がきざまれた六月十日は	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)
9	下巻 全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
10	目次	右ページ下段 3	スキル 他：目次左ページ上段7行/44ページ本文表題/98ページ本文表題/裏見返6行・24行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-179	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	1巻 25	6	辰次郎は明治三十三年、七十九さいでなくなるまで	不正確である。 (明治三十三年)	3-(1)
2	118 - 119		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
3	120	表14	●正直, 誠実	誤記である。 (オレンジ色の●)	3-(2)
4	3巻 128 - 129		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
5	4巻 12		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-180		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 3・4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 巻 全巻		本図書における出典の表記 (2巻全巻も同様)	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
2	7		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
3	43	挿絵	知ってるかい？中庭のかに	相互に矛盾している。 (43ページ15行【知っているかい？ 中庭のかに】)	3-(1)				
4	51		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
5	95	5	マジック	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
6	105		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
7	117	上段2 -3	今のロシア共和国	表記の基準によっていない。 (国名)	3-(4)				
8	127		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
9	2 巻 44		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
10	3 巻 全巻		本図書における出典の表記 (4巻全巻も同様)	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-180		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 3・4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	33		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
12	81	10 - 13	「これは分別されていないので、しゅうしゅうできません」と書かれたシールがはってあった。	相互に矛盾している。 (81ページ挿絵のごみ袋のシール)	3-(1)				
13	127		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
14	143		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
15	4巻 18	上段1	フィンガーボウル	表記が不統一である。 (3巻79ページ2～3行フィンガーボール)	3-(4)				
16	18	下段8 -12	・立っておじぎ 体を60度くらい前にかたむける ・すわっておじぎ ひざの先に置いた両手の親指と人差し指の間の三角に鼻を入れる感じで体をたおす。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (お辞儀には、18ページに記述してあるお辞儀しかないかのように誤解する。)	3-(3)				
17	20	上段1 -2	「ともだちやもんな、ぼくら！」	表記が不統一である。 (3巻37ページ14行「友達やもんな、ぼくら！」)	3-(4)				
18	25	下段5 -6	昔の人たちは、このようなきまりを守っていました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (昔の人たちの全てがこのようなきまりを守っていたかのように誤解する。)	3-(3)				
19	31	中段1 -5	お兄ちゃん 勉強を教えてくれる。 何でも相談にのってくれる。 やさしい。	相互に矛盾している。 (3巻152ページ1行～155ページ19行の記述)	3-(1)				
20	44		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-181		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 3・4	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 巻 全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
2	126	挿絵	ポテチ	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
3	171	頭注	箱根 今の神奈川県にあたる地名	児童が誤解するおそれのある表現である。 (箱根が現在の神奈川県全域に該当する地名であるかのように誤解する。)	3-(3)				
4	3 巻 全巻		図書の内容全体 (4巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)				
5	全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
6	90 - 91		ページ全体	心身の健康、安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。 (いじめを題材にした役割演技に当たっての十分な配慮)	1-(5)				
7	108	8	庄屋の浜口梧陵	不正確である。 (庄屋)	3-(1)				
8	115	図	図全体	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
9	129	7	こま置いて	脱字である。	3-(2)				
10	138	表題右下	阪神淡路大震災	不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-182	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)
3	6	上段1 2-13	自分で考えて、気持ちよくくらそう	児童にとって理解し難い表現である。 (11動かないえん筆及び18鬼太郎をかいたゲゲさんの内容に照らして、理解し難い。)	3-(3)
4	37	6 - 7	てきや味方の区別なく、へいたいたちの手当てに力をつくしました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (ナイチンゲールの事績であるかのように誤解する。)	3-(3)
5	106	8 - 9	バリアフリーとは、しょうがいがある人やお年よりが安全に暮らしやすくするくふうのことです。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (バリアフリーは、障害のある人と高齢者のみを対象とした考えであるかのように誤解する。)	3-(3)
6	下巻 111	13 - 14	前半でアメリカに先取点を取られ、さらに二点目まで取られました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (前半に2点を取られたかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-183	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 3・4
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)
2	155		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
3	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)
4	159		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-184		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 22 - 23		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
2	62 - 63		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
3	72	脚注7	好学社	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
4	159	11	何百人という人たちがきずつけられました。	不正確である。 (何百人)	3-(1)				
5	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
6	22 - 23		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
7	34	14	二か月以上も海上を流されました。	不正確である。 (二か月以上)	3-(1)				
8	62 - 63		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
9	75	2	松下村塾という小さな学校を開きました が 他：75ページ表8行松下村塾を開く。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (吉田松陰が松下村塾を設立したかのように誤解する。)	3-(3)				
10	75	表5	一八五三年 佐久間象山に洋学を学ぶ。	不正確である。 (一八五三年)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-184		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	104	9 - 10	脳幹は、すわる、立つなどの姿勢を感知して、動けるように血液の量を調整する働きがある。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (姿勢の感知が脳幹の機能であるかのように誤解する。)	3-(3)				
12	115	3 - 5	日本はこの時代、ドイツと同盟を結んでいたため、ドイツが迫害しているユダヤ人を助けることができなかった	児童が誤解するおそれのある表現である。 (当時の日本の外交政策)	3-(3)				
13	118	1 - 3	マザー・テレサは、ヨーロッパにある、かつてユーゴスラビアとよばれていた国の、スコピエという町に生まれました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (マザー・テレサが生まれた時の国名が、ユーゴスラビアであったかのように誤解する。)	3-(3)				
14	156 - 161		ページ全体	児童が誤解するおそれのある表現である。 (記述が実在した禅海の事績であるかのように誤解する。)	3-(3)				
15	188	表18	ブランコ乗りとピエロ 関連性のある内容項目 A 真理の探究	学習指導要領の内容に示す項目との関係が適切でない。	固有 2-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-185		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「規則の尊重」)	2-(1)				
2	89	囲み3 -6	このグラフを見ると、けがで死んだ兵士よりも、感染症にかかって死んだ兵士のほうが多いことが分かるようになっている。	相互に矛盾している。 (89ページグラフ)	3-(1)				
3	106 - 107		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
4	188		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
5	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度、節制」)	2-(1)				
6	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「家族愛、家庭生活の充実」)	2-(1)				
7	139	地図	ドイツ領またはドイツの支配下にあった地域	児童が誤解するおそれのある地図である。 (ドイツ領またはドイツの支配下にあった地域の範囲について誤解する。)	3-(3)				
8	140	9 - 11	しかし、日本も、一九三六年(昭和十一年)にナチスが政権を取っていたドイツと協定を結んでいて、ユダヤ人にビザを発行することが難しかった。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (当時の日本の外交政策)	3-(3)				
9	163	写真キ ャプ ション	マーティン＝ルーサー＝キング (1912-1968年)	不正確である。 (1912)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-186		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)				
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「友情, 信頼」)	2-(1)				
3	全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
4	目次	右ページ上段5	スキル 他：目次右ページ下段11行/8ページ本文表題/71ページ表題/裏見返22行・31行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)				
5	111 - 112	19 - 3	二〇〇三年、飼育されていたトキ、「キン」が死に、…そして一九九九年、中国から天皇陛下におくられたひとつがいのトキをゆずり受けておこなった人工ふ化が成功した。	児童にとって理解し難い表現である。 (時間経過が理解し難い。)	3-(3)				
6	120	脚注	ヒマラヤ山脈・・・世界でいちばん大きい山脈。	児童にとって理解し難い表現である。 (大きいの意味が理解し難い。)	3-(3)				
7	下巻 全巻		本図書における目次及び出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
8	目次	右ページ上段17	スキル 他：目次左ページ上段13行/40ページ表題/114ページ本文表題/裏見返11行・34行	児童にとって理解し難い表現である。 (スキルについて説明がない。)	3-(3)				
9	75	10	電車 他：75ページ12行・17行	不正確である。 (電車)	3-(1)				
10	77	上段15-17	「二十八年間、一日もあなたを忘れたことはありません。」とニシュリにいわれたとき、千畝はどのような気持ちだったでしょう。	相互に矛盾している。 (76ページ10～11行の記述)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-187	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	1巻 138	上左挿 絵	ポテチ 他:139ページ下段挿絵	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
2	2巻 14		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
3	26		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
4	42		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
5	3巻 15	囲み上 段8-9	性格は、悪く見える部分も、よいほうに働くことがあると、松岡さんは言っています。	相互に矛盾している。 (14ページ7～8行の記述)	3-(1)
6	93	囲み下 段左	「ぼくらのサイターの夏」の図版にある「講談社」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
7	116	4	開会式を三日後にひかえた三月八日	不正確である。 (三月八日)	3-(1)
8	156	5	スティーブ・ジョブズは五十八さいの若さでこの世を去った。	不正確である。 (享年)	3-(1)
9	157	1 - 2	私とウォズが実家のガレージで会社を始めたのは二十さいのときです。	相互に矛盾している。 (153ページ8～9行の記述)	3-(1)
10	4巻 14		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-188	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	1巻 全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
2	30	11	これらを「傍観者効果」といいます。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (30ページ5～10行の記述が「傍観者効果」の説明であるかのように誤解する。)	3-(3)
3	3巻 全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)
4	99	2 - 5	日本と同盟を結んでいたドイツとの約束をやぶることになるので、日本政府はそう簡単に許可を出すわけにはいきませんでした。そこで、政府は、表向きはユダヤ人も他の国の人々と同じよ	児童が誤解するおそれのある表現である。 (当時の日本の外交政策)	3-(3)
			うに条件つきで許可を出すようにしました。しかし、実際は許可を出さないようなきまりだったので。		
5	132	頭注	細胞 生物の体をつくっているもっとも小さな単位	児童が誤解するおそれのある表現である。 (細胞が体を作る最も小さな単位であるかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-189		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 巻 全巻		図書の内容全体 (2巻全巻も同様)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「規則の尊重」)	2-(1)				
2	全巻		本図書における出典の表記 (2巻全巻も同様)	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
3	25		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
4	47		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
5	52	2	阪神淡路大震災 他：2巻18ページ下段2行/2巻19ページ 上段写真キャプション	不正確である。	3-(1)				
6	69		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
7	87		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)				
8	92	8	『海外技術協力事業団（げんざいの国際協力事業団）』	不正確である。 (国際協力事業団)	3-(1)				
9	2 巻 12	上段1	三連覇 他：18ページ上段1行おれの方/22ページ下段18行「友情・しんらい」/40ページ上段2行ふたたび/52ページ下段10～11行今度は私たちの番	表記が不統一である。 (1巻85ページ12～13行三れんば)	3-(4)				
10	15	上段右 写真 キャプ シ	マジックテープ	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-189		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	34	上段1-2	かんきょう美化委員会	表記が不統一である。 (1巻24ページ13行美化委員会)	3-(4)				
12	39	1	わたしたちの住む地球には、さまざまな人々がます。	脱字である。	3-(2)				
13	43	左上写真キャプション	西表島の夕日（鹿児島県）	不正確である。 (鹿児島県)	3-(1)				
14	48		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有2-(4)				
15	3巻 全巻		本図書における出典の表記	表記の基準によっていない。 (読み方)	3-(4)				
16	58	11-12	十四万人をこえる死者・ゆくえ不明者	不正確である。 (十四万人をこえる)	3-(1)				
17	81		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有2-(4)				
18	128	13	*⑥大業	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (131ページの側注に「*⑥大業」がない。)	2-(1)				
19	4巻 48		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有2-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-190		学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「節度, 節制」)	2-(1)
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「個性の伸長」)	2-(1)
3	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)
4	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「規則の尊重」)	2-(1)
5	64	11 - 13	二〇〇〇年度の入園者は、前年度を十万人も上回る四十九万九千三百二十一人を記録しました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (2000年度は、1年間で、入園者が499321人であったかのように誤解する。)	3-(3)
6	100	表題下	ほかの教科との関連 保健 他：下巻121ページ表題下/下巻174ページ表題下	不正確である。 (教科名)	3-(1)
7	171		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
8	176		ページ全体	学習指導要領の内容に示す項目との関係が明示されていない。	固有 2-(4)
9	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「個性の伸長」)	2-(1)
10	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「感謝」)	2-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 28-191		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	上巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「個性の伸長」)	2-(1)				
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容の「規則の尊重」)	2-(1)				
3	16	1 - 3	二〇〇四(平成十六)年に、ノーベル平和賞を受賞したアフリカ・ケニアの かん境大臣、ワンガリ・マータイさん が来日しました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (来日年及び職名について誤解する。)	3-(3)				
4	36	1	務めて	誤記である。	3-(2)				
5	78	8 - 9	「鉄腕アトム」です。日本で初めて放 送された、テレビアニメのキャラク ターでもあるのです。	児童が誤解するおそれのある表現である。 (鉄腕アトムが、日本で初めて放送されたテレビア ニメのキャラクターであるかのように誤解する。)	3-(3)				
6	81	上段1 1	昭和三十九(一九六四)年	不正確である。	3-(1)				
7	83	頭注	鍼灸あんま	相互に矛盾している。 (83ページ頭注鍼灸あんま1～6行の記述)	3-(1)				
8	91	2	第二十七代大統領のセオドア・ルーズ ベルト	不正確である。 (第二十七代)	3-(1)				
9	97	上段2 -4	サッカーで遊んでいたら、ゴールがフ ェンスの向こうに出てしまいました。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)				
10	123	下段8 -12	一九八〇(昭和五十五)年、イギリス のロンドンでこの『レ・ミゼラブル』 がミュージカルとして上演されると	不正確である。 (一九八〇(昭和五十五)年)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 2 枚目

受理番号 28-191		学校 小学校		教科 道徳		種目 道徳		学年 5・6	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	123	下段15-17	日本では、平成二十七（二〇一五）年に初演から三十周年をむかえ	不正確である。 （平成二十七（二〇一五）年）	3-(1)				
12	149	6	心柱に補強のための鉄材を用いることを主張しました。	児童が誤解するおそれのある表現である。 （心柱に鉄材を用いることを主張したかのように誤解する。）	3-(3)				
13	下巻 全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容の「節度、節制」）	2-(1)				
14	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容の「感謝」）	2-(1)				
15	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容の「友情、信頼」）	2-(1)				
16	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容の「規則の尊重」）	2-(1)				
17	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容の「よりよい学校生活、集団生活の充実」）	2-(1)				
18	32	頭注	世界保健機関（WHO）の調査では	不正確である。 （世界保健機関（WHO）の調査）	3-(1)				
19	36	9 - 10	アイルランドから英語を教えるために来日した。	不正確である。 （出国した国名及び来日の目的）	3-(1)				
20	56	12 - 16	北軍にグラントというすぐれた将軍が現れて、しだいに巻き返していきました。…こうして発表されたのが、歴史に名高いどれい解放宣言です。	児童が誤解するおそれのある表現である。 （南北戦争の時系列について誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 28-191	学校 小学校	教科 道徳	種目 道徳	学年 5・6
-------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
21	95	9 - 10	当時のコルカタの人口は六百万から八百万人。そのうち二十万人もの人々が路上で生活していた	不正確である。 (当時のコルカタの人口)	3-(1)
22	95	14	「希望の家」を作ったのです。	不正確である。 (「希望の家」)	3-(1)
23	102	8 - 9	平成二十四年には、エクアドルがついにオンコセルカ症のぼくめつを宣言した。	不正確である。 (平成二十四年)	3-(1)
24	134	11 - 13	粘菌はバクテリア（細菌）を食べる動物ですが、きのこの形に変化して植物にもなります。	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。